

公益社団法人 物理オリンピック日本委員会 会費規程

令和3年4月1日 施行
令和2年10月3日 理事会承認
令和2年4月1日 施行
令和元年9月7日 理事会承認

(年会費)

第1条 定款第7条に基づき、会員は、毎年、次の会費を納入するものとする。入会金は無料とする。

会員種別	年会費	備考
正会員 (個人)	3,000円	News Letter 1部を配布
学生会員 (個人)	1,000円	News Letter 1部を配布
賛助会員 (個人)	1口 3,000円	(1口以上) News Letter 1部を配布
賛助会員 (団体)	1口 30,000円	(1口以上) News Letter 5部を配布

(年会費の改定)

第2条 年会費の改定は、理事会の議決をもって行い、翌年4月1日から適用するものとする。

(年度)

第3条 年会費の対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(年度途中の入退会)

第4条 年度途中で入会した場合であっても、年会費を全額納付しなければならない。

2 年度途中で退会した場合であっても、既納の年会費は返還しない。

(会費滞納者)

第5条 会費滞納者に対しては、理事会の議決を待つことなく News Letter の送付を停止することができる。

2 定款第10条第1号に基づき、正当な理由がなく1年以上会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しない会員は、会員資格を喪失する。

(会費の使途)

第6条 この法人の会費の使途は、この法人の管理運営および公益目的事業のために使用するものとする。ただし、この法人の学生会員会費及び賛助会員会費の使途は、この法人の公益目的事業のために使用するものとする。

(規程の変更)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決をもって行うものとする。

附則

この規程は、公益認定を受けた日から施行する。

この規程の一部改訂(第6条の改定)は、令和3年4月1日から施行する。